

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第11回/家裁第12回)

1 開催日時

平成21年5月21日（木）午前10時から午後0時まで

2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 江口まさよ, 乙守三千代, 権山美喜子, 上木原みちこ, 白川哲也
辰村吉康, 土肥章大（委員長）, 平島正道, 増田秀雄, 松尾千歳
(家裁委員) 岩切尚子, 鈴木千帆, 高田慶子, 土肥章大（委員長）, 林 千夏
藤崎竜子, 光安善樹, 村山洋介, 森 雅美

4 議事

- (1) 新委員自己紹介（土肥章大, 白川哲也, 松尾千歳, 林 千夏）
- (2) 議事
別紙のとおり
(○委員長, ■A～D委員, ●地裁事務局, ▲裁判員調整官, △家裁事務局)
- (3) 次回期日
平成21年12月3日（木）午前10時から午後0時まで
- (4) 次回テーマ
裁判員制度

(別紙)

【今回テーマ】

裁判員制度について

被害者等による少年審判の傍聴制度について

- それでは、これより議事を始めさせていただきます。

本日は、裁判員制度の施行日ですが、昨年12月に鹿児島県内の2,300人の裁判員候補者の方々に対して、裁判員候補者名簿に記載されたことが通知されるとともに、辞退事由の有無等に関する調査票が送付されました。その後、該当する方々から調査票に対する回答が返送されていますので、その分析結果を裁判員調整官から説明いたします。引き続き、これまで取り組んできた広報活動の概要と裁判員裁判に参加しやすくするための環境整備について、地裁事務局から説明いたします。

- ▲ それでは、鹿児島での調査票の分析結果について報告いたします。

裁判員候補者名簿に登載された方へは、昨年11月下旬から12月初めにかけて名簿登載通知書を送付いたしましたが、その際、調査票と回答書を同封しており、該当する方から回答書を返送してもらいました。

調査票の目的は何かと申しますと、裁判員になれない方や年間を通じての定型的な辞退事由として、70歳以上、学生、重い病気等に当たる方等を早期に把握し、実際の選任手続に呼び出さないよう配慮することにあります。また、裁判員になることが特に難しい特定の月がある場合は、その月を申し出てもらい、その月は呼び出さないようにするという目的もあります。

なお、欠格事由、辞退事由、裁判員になることが特に難しい月がない方は、提出の必要がないということになっています。

回答状況ですが、鹿児島県の今年の名簿登載者数は2,300人で、そのうち、調査票の回答書を返送された方の数は1,060人で、名簿全体の46.1%に当たります。全国平均と比較すると、4ポイントほど高い回答率となっています。

回答内容については、定型的辞退事由の申出者数は659人であり、名簿全体の28.7%の方が申出をしています。

定型的辞退事由の内訳を見ますと、辞退事由としては、「70歳以上である」「学生である」「検察審査員を過去5年以内に務めたことがある」「重い病気や傷害があり、裁判所に出頭することが困難である」がありますが、そのうち最も多い申出事由が「70歳以上」を事由とする方が439人で、辞退申出者全体の66.6%になります。

次に多い事由が「重い病気や傷害」であり、211人で辞退申出者全体の32.0%になります。

ただ今、説明いたしましたように、就職禁止事由や定型的辞退事由等に該当するとして回答されている方の数は693人であり、その数を名簿登載者数の2,300人から差し引くと、1,607人になります。

全国の割合と比較すると、名簿残数の割合が5ポイント弱少ないですが、これにより裁判員の選任には支障はございません。

次に、参加困難月の申出月の状況ですが、鹿児島の場合は申出の総延べ人数は、3

85人（実人数216人）で、申出の多い月は、8月（57人）、12月（55人）、6月（45人）、7月（41人）となっています。

全国の状況は、多い月順に12月、8月、7月となっています。

鹿児島における一番申出の多い8月の具体的な事情といたしましては、農業は「オクラの収穫、早期水稻の刈り入れ」、商売では「お中元商戦時期で多忙」、酒類販売では「ビール等の注文が多く多忙」というものです。

次に多かった12月の特徴的な辞退事由は、「お歳暮等の年末商戦で多忙」、美容・理容業では「客が多く多忙」、飲食店経営者の「忘年会時期で多忙」というもので

す。

次に、参加困難月の申出理由の状況ですが、我が国の就業人口の割合を反映し、「仕事」を理由とする辞退が237人と突出して多く（申出全体の62%）、次いで、「養育」（申出全体の15%）、「社会生活上重要な用務」（申出全体の13%）の順となっています。

「仕事」を理由とした人の代替困難の理由ですが、一番多いのが「少人数」を理由とするものであり、次に「専門性」、「顧客対応」、「引継困難」となっています。

全体的に見て、「締切・納期」を理由として挙げているものは少ないという印象であり、それよりも代替性に関する点が、候補者にとっては切実な事情のようです。

最後になりますが、「仕事」を理由とした人の裁判員裁判に参加したときの影響ですが、やはり、「収入減」「売上減」が多く、次ぎに「業務停止」となっています。

また、昨今の経済状況から、特に「パートタイマー」や「アルバイト」の候補者にとっては、その具体的な事情の記載から、切実な事情であることが伝わってきます。

また、「契約社員」の地位にある候補者にとっては、リストラを心配するような記載も見受けられました。

以上をもちまして、調査票の分析結果の説明を終わらせていただきます。

●これまで実施してきた広報活動の概要を説明いたします。

私達が行ってきた広報活動は、制度の周知と国民の参加意欲の向上を目標にしてきたことから、県民の皆様に直接接することができ、かつ、制度の全体像を説明するための時間も十分に確保できる制度説明会に最も勢力を注いできました。

また、制度説明会では、説明後に参加者からの質問を受けたり、アンケートを実施することで、県民の皆様の素直な意見を知ることができるメリットもあります。

ところで、制度説明会は、大きく分けて庁舎外で実施するものと、庁舎内で実施するものとに分けられます。

庁舎外で実施するものには、各種団体や学校からの依頼による出張（説明会、講義、講演）や、会場を確保しパネルディスカッション等を行うフォーラムのほか、休暇制度の創設を依頼するために各企業を訪問する際に行う概要説明があります。

庁舎内で実施するものには、地裁本庁では裁判所見学会等の機会に行うものがほとんどで、管内では裁判所見学会の機会に行うもののほか、ミニフォーラムと銘打って実施した説明会もあります。

次に、県民の皆様に実際に裁判員役を体験してもらうことで、制度への理解をより深めていただくとともに、体験者からのポジティブな意見が発信されることを期待し

て、模擬裁判やDVDを利用した模擬評議を実施しました。

模擬評議には、主たる目的が刑事裁判手続の在り方の検討という検討用のものも含まれていますが、制度への理解をより深めていただくという目的は十分に達せられました。

その他にも、広報効果の大きいマスコミの協力を得て、テレビでの特集番組放映や新聞紙上での対談記事の掲載、インターネット上に裁判員制度専用のホームページの設置、各種イベントの企画・実施等、様々な広報活動を展開してきました。

庁舎外で実施した制度説明会等の実績(回数)を紹介しますと、平成16年度は4件、17年度は12件、18年度は28件、19年度は97件、20年度は134件、21年度は5月15日までの実績で53件になります。

平成19年度以降急激に増加していますが、この増加傾向は現在も続いており、施行日である本日以降も説明会等の依頼が多数寄せられています。

制度説明会等への参加者数といたしましては、合計で14,000人余りの方に参加していただきました。

次に、庁舎内で実施した制度説明会等の実績を紹介しますと、平成17年度は45件、18年度は95件、19年度は102件、20年度は109件、21年度は5月15日までの実績で47件になります。

平成18年以降、コンスタントに年100回前後実施しています。

制度説明会等への参加者数といたしましては、合計で11,000人余りの方に参加していただきました。なお、この統計には入っていませんが、先日(5月17日(日))に、鹿児島地裁の庁舎を開放して、裁判員裁判の施設見学、制度説明会、映画上映会等を法曹三者共催で実施したところ、100人を越える県民の皆様に参加いただきました。

裁判員制度は、広く国民に参加していただくことで初めて成り立つ制度です。それゆえ、企業等に勤めている方が有権者全体の5割以上を占めていることを踏まえると、企業等に勤めている方に制度を理解していただくとともに参加意欲を高めもらうことが何より大切です。

裁判所では、これまでに、県内300社(社員200人以上の企業26社、社員50人以上199人以下の企業、社員10人以上49人以下の企業132社、社員9人以下の個人企業86社)を訪問させていただき、広報活動を行ってきました。

県内のトップ企業を訪問した際には、いずれの企業からも制度に対する御理解をいただきましたが、商店街等の個人企業を訪問した際には、店を数日離れて裁判員裁判に参加することは困難であるとの声が比較的多く聞かれました。

できるだけ、多くの企業を個別に訪問させていただくことが理想ではありますが、時間やスタッフの都合上限界があることから、中小企業組合や商店街振興組合等の経営者団体の協力を得て、総会等で裁判員制度の説明を行う時間をいただきました。これにより、効率的な広報活動が実施できました。

次に、平成17年以降に実施した、模擬裁判・模擬評議の実施回数を紹介します。

平成17年に1回、平成18年に3回、平成19年に9回、平成20年から本日までは10回となっています。

模擬裁判・模擬評議については、原則として、刑事担当裁判官3名が必要になることから、日程の調整が難しいところがありますが、夏季休暇期間の利用、あるいは民事担当裁判官への依頼、また、支部等では裁判官1人で実施する等、いろいろ工夫しながら実施してきました。

その他の広報活動といたしまして、鹿児島地裁では、制度説明会、模擬裁判・模擬評議の他にも、様々な広報活動を実施してきましたので紹介します。

テレビ・新聞等では、特別報道番組やニュース内特集及び新聞紙上での対談等を行い、広告として、市電車内広告・大型ビジョン及び横断幕での広告、広報誌として、自治体の広報誌活用及びタウン情報誌への掲載依頼等を行いました。また、広報グッズとして、ハンドタオルやマグネットシート及びクリアファイルの提供等行いました。

イベント参加としては、おはら祭り（前夜祭）への参加とねんりんピック会場においての広報活動を行いました。

その他にも、法曹三者合同での街頭宣伝活動、また、商店街等を巡ってのアンケート調査など様々な広報活動を実施して参りました。

広報活動については、最高裁判所において、全国規模で展開している広報活動があります。また、委員の皆様の目に触れたものもあると思われますので、主なものを紹介いたします。

メディアミックスの広告として、新聞・雑誌・CM等、また、ウェブサイトとして、最高裁及び鹿児島のホームページへの掲載、テレビ・ラジオにおいて、くらしナビ最前線（Beautiful Japan）、シネマ・アドバタイジング等があります。

引き続きまして、環境整備について説明いたします。

広範な層の国民に裁判員として参加してもらうためには、参加しやすい社会環境を整備することが必要不可欠であり、これまでに様々な取組みを行ってきました。中でも、育児・介護を担う国民のための支援サービスの充実、勤労者が裁判員として参加するための休暇制度の創設に関しては、率先して整備すべき事項として取組んできましたので、その経緯、実情等を紹介します。

まず、一時保育サービスの確保についてですが、一時保育サービスとは、就学前の児童の保護者を対象に、専業主婦の家庭の育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育ニーズに対応するため、緊急・一時的に保育所において保育する事業です。すなわち、保護者の病気等の緊急時に対応するためのサービスであり、前日や当日に申込むケースに対応することも多いと聞いています。そこで、選任手続期日の呼出しが早期に行われ、職務従事予定期間が分かれば、事実上優先的に利用の申込みをすることができますが、全国6,000か所の保育所において当該事業が実施されることから、裁判員制度において利用しやすい制度と言えます。

裁判員候補者等が一時保育サービスを希望する場合は、鹿児島地裁、鹿児島市役所、そして居住する市町村のいずれかに問い合わせ、紹介された利用可能な保育所に申し込みことになります。

鹿児島地裁では、裁判員候補者等のニーズに対して迅速かつ適切に対応できるように、利用可能な保育所に関する情報について、県内市町村との連携を図る態勢を概に整えています。

裁判員候補者等が利用しやすい保育所は、時間延長及び広域受入を行っており、事前面接手続の簡素化に対応可能な保育所ということになります。鹿児島地裁と市町村との連携の中には、保育所に対してこれらの制度を導入するよう協力して働きかけることもあります。

鹿児島市外に居住する裁判員候補者等が利用可能な保育所として、現在3箇所の保育所を確保しています。

次に介護サービスの確保についてですが、高齢の要介護、要支援者や障害者を介護している裁判員候補者が利用可能な既存の制度としては、県や市町村が実施する介護保険制度の下のサービスがあります。

裁判員候補者等が介護サービスを希望する場合は、鹿児島地裁、居住する市町村のいずれかに問い合わせ、居住市町村を通じて介護事業者との間で介護サービスを利用することになります。

鹿児島地裁では、裁判員候補者等のニーズに対して迅速かつ適切に対応できるように、利用可能な介護事業者に関する情報について、県内市町村との連携を図る態勢を概に整えています。

裁判員候補者等が利用しやすい介護サービスとしては、通所介護やショートステイ等が考えられます。

最後に休暇制度の導入促進についてですが、企業等による休暇制度の導入を促進し、かつ実質的に勤労者が裁判に参加しやすい環境を整備するためには、裁判員制度の意義、従業員を裁判員として送り出すことの意義等に関して経営者・企業幹部の理解を深めるための意見交換・情報交換を行うことが有益であることから、まずは、経営者団体において会員企業の経営者や幹部の会議等が行われる際に、裁判所がプレゼンテーションや説明を行う機会を設けてもらうよう働きかけました。その後、各企業を個別に訪問し、相手方の関心、問題意識に応じて、柔軟な対応を行いました。また、国家公務員に関しては、人事院規則が概に昨年5月30日に改正され、裁判員として裁判所に出頭する場合には特別休暇として扱うことが明記され、地方公務員につきましても、総務省、法務省が自治体に対して条例改正の働きかけを行っています。

具体的には民間企業に対して、従業員が参加しやすい休暇制度として、有給の特別休暇を創設していただくよう依頼しました。既に導入された企業、既存の休暇制度で対応可能とする企業など態様は様々ですが、最近は、休暇制度を検討したいとして就業規則の様式を問い合わせてくる企業が増えています。

一方、地方公務員では、既に条例を改正している市町村、既存の条例の運用解釈で対応可能とする市町村など様々です。

休暇制度等を既に導入している企業や市町村は、把握している範囲では、鹿児島銀行、山形屋、南国殖産、南日本銀行、タイヨーストア、城山観光の6企業、南九州市、指宿市、阿久根市、伊佐市、湧水町、大崎町、中種子町、徳之島町、南種子町の9市町です。

- ただいまの二人の説明について、御質問、御意見等がございましたら、御自由に御発言ください。
- A 広報活動の経緯を説明していただきましたが、裁判員制度に関してマスコミの調査

等をみますと、積極的に国民の1人として参加あるいは参加すべきだというような意見が残念ながら伸びていないような気がします。このような状況の中で、裁判所としては、今までの啓発活動と施行日以降の啓発活動とでは、何か違いが出るのでしょうか。

- これまで、裁判員制度の周知と参加意欲の向上のために啓発活動を中心に行ってきました。

5月21日、本日、制度実施後においては、制度の定着に向けた国民からの信頼の形成に力点が移っていくと思われます。制度の周知と国民の参加意欲の向上のための広報活動は、継続的に行って参りますが、委員の皆様から今後の取組としてのヒントをいただければ幸いです。

- B 裁判員の方が、どのような感想をもったのか体験等をフィードバックし、記者会見等はかかせないと思います。やはり未知の体験なので、積極的に発言していくことが大事ではないかと思います。

そういうことによって、身近に感じ、理解も深まっていくのではないかと考えます。

- 裁判員を経験された方に記者会見をしていただくという意見が出されました。審理は分かりやすかったとか、あるいは、時間は十分にあったとかなど、そういった感想を聴取する機会というものを設けたらどうかという御意見がありまして、現在、最高裁の方で検討中と聞いています。

- C 裁判員制度自体は十分周知されていますが、どういうことをするのか、あるいは、どういった影響を受けるのかということ等、非常に国民が不安を感じているかと思います。

不安を払拭する努力は欠かせないと思いますし、経験者にいろいろと話してもらうことでプレッシャーを排除していくことが大事ではないかと思います。

今後、制度が継続していく訳ですが、学校現場との連携はどの程度とられているのか疑問に思いました。私の職場では、夏休みにおける教職員講座を取り入れて、教職員の方から生徒達に伝えてもらうことにより広がっていくことを期待しています。

また、一時保育については理解できましたが、学童保育についての取組状況を教えていただきたいと思います。

- 法教育関係でございますが、教育委員会等にアクセスしまして、毎年夏休みに先生方に検察庁・裁判所に出向いていただき、研修を行っています。今後も積極的に取り組んでいきたいと考えています。

また、学童保育に関しては、一時保育の充実化を図る中で市や県と情報交換を行っていますが、実際はこれからという状況です。

- 続きまして、家庭裁判所委員会の議事を始めさせていただきます。

本日は、昨年12月15日から施行されました「被害者等による少年審判の傍聴制度」について御意見をお聞きしたいと思います。

まず、被害者等による少年審判の傍聴制度の概略について御説明し、さらに、当庁で作成しました模擬審判のビデオを御覧いただきたいと思います。

1 「少年審判及び被害者等による少年審判の傍聴制度」について説明

- (1) 少年審判制度の流れについて
- (2) 審判の流れについて
- (3) 被害者等の少年審判傍聴制度について

2 模擬審判ビデオ視聴

3 質疑応答

- ただいまの説明及び模擬審判のビデオにつきまして、御質問、御意見等がございましたら、御自由に御発言いただきたいと思います。
また、委員会開催前に見学していただきました少年審判廷についてでも結構です。
- C 少年犯罪には、親に問題が多い場合もあると思いますが、親に対する指導等があるのか教えていただければと思います。
- D 少年法の25条の2に「保護者に対する措置」が規定されています。裁判所の方でも保護者を集めて、保護者に対する指導ということで実際に活動を行っています。
- △ 具体的には、保護者会というものを設け、非行を犯した少年の保護者に対して、家庭の問題等の勉強会を開催しています。保護者の方からのアンケートでは、勉強になったという意見等をいただいている。
- 保護者会のイメージを■D委員の方で説明してもらえませんか。
- D 非行を犯した子供を持つ親としては、「どういうことが問題なのか。」、分からぬということから、匿名で保護者の方を出席させて、「どういう点で指導がよくなかったのか。」等を話し合う機会を裁判所で設けています。
なお、保護者会に参加した保護者の方々は、「今まで一人で悩んでいた。」また、「どういうところが問題なのか分からなかったが、同じような悩みを持つ保護者の方と話し合うことで、今後どういった指導を行っていけばいいか分かってきた。」という意見や感想が出ています。
- また、審判官は保護者に対して、保護者に問題があるような場合は、審判官において指導を行うこともあります。
- 家庭裁判所は、少年に対する保護的措置として、少年及び保護者に対し、公園での清掃活動を体験させ、そのような奉仕作業を通じて反省する機会も設けています。

予定していた時間が参りましたので、これで委員会を終了させていただきます。
本日は、地裁委員会及び家裁委員会のそれぞれのテーマについて、貴重な御意見を伺うことができました。今後の取組の参考にさせていただきます。

(以上)